

災害時におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する 協定の締結について

1 目的

避難された方々にキッチンカーによる温かく美味しい食事を提供し、栄養バランスの確保やストレスの軽減などを図ることにより、避難生活の質の向上に繋げる。

2 相手方

一般社団法人フードトラック駆けつけ隊（東京都千代田区四番町2番12号）
代表理事 石澤 正芳

3 内容

- ・ 避難所等における食事の提供
- ・ 平常時の防災訓練や行事等への協力

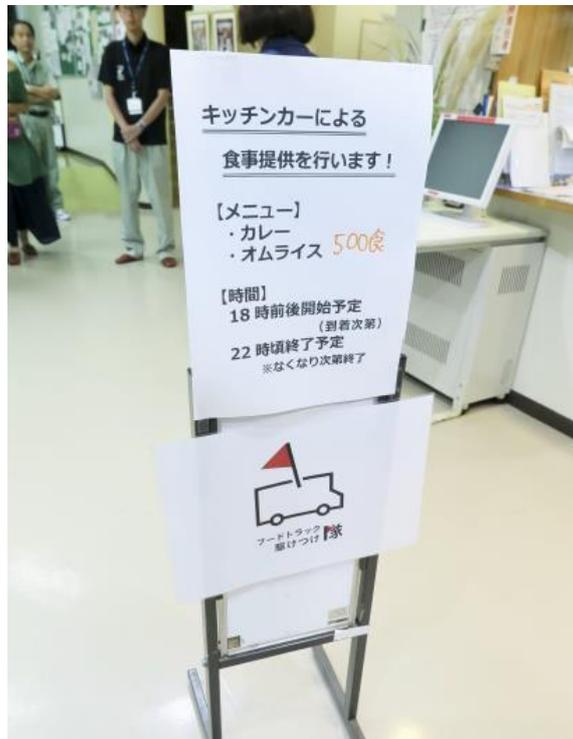
4 協定書

別添（案）のとおり

5 今後の予定

令和6年12月下旬 協定締結

【支援の様子】



災害時におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と一般社団法人フードトラック駆けつけ隊（以下「乙」という。）は、災害時のキッチンカーによる食事の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するキッチンカー事業者による食事の提供等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1）キッチンカー 食事衛生法（昭和22年法律第223号）に基づく飲食店営業等の営業許可を受けた又は販売業の届出がされた自動車をいう。なお、営業許可を取得した又は届出を行った保健所の管轄は台東区内外を問わないものとする。
- （2）避難所等 災対法に基づく指定避難所のほか、甲が設置する災害発生時の避難者受け入れ施設をいう。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として避難所等が開設され、かつ、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請の解除）

第4条 この協定に定める災害時の協力事項は、避難所開設後2週間を目途に甲乙協議の上、被害状況に応じて、縮小や解除の判断を行うものとする。

（協力の範囲）

第5条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）避難所等にキッチンカーを派遣し、避難者等に食事を提供すること。なお、取り扱う食事は、食事衛生法に基づく飲食店営業等の許可を受けた又は販売業等の届出を行った品目の範ちゅうとすること。
- （2）その他甲が必要と認める作業でかつ乙が対応可能なもの

（協力の要請及び受諾等）

第6条 前条の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第7条 第5条の規定に基づく協力の要請があった場合、乙は可能な限り協力するものとする。

- 2 乙が食事の提供等を行う場合、衛生管理を徹底し、提供する食事を十分加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

3 乙は、食物アレルギー対策として、特定原材料及び特定原材料に準ずるものを食材として使用する場合には、アレルギー物質の表示又は避難者等に情報提供する等の対応をとるものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、この協定に基づく食事の提供等を行った場合には、甲に対し提供報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第9条 災害発生時に乙が提供した労務及び原材料、燃料等に要した費用の対価は、原則として、災害等発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙の派遣したキッチンカー事業者が、甲の要請に基づく活動に係る交通事故又は炊き出しに関する事故(負傷、火災、異物の混入又は食中毒の発生等)により、自らが損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を賠償しないものとする。

3 その他、この協定に基づく食事の提供等に係る費用が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(平時の取組)

第10条 乙は、平常時においても甲の区域内で行われる防災訓練や行事等に参加する等、地域活動や地域の防災力強化に積極的に協力するものとする。

(連絡責任者及び連絡体制)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者報告書により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報の共有等)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙及び乙の派遣したキッチンカー事業者に関わる個人又は団体が暴力団等の反社会的勢力に該当または該当のおそれがあることが判明した場合には、この協定を終了する。

2 前項によりこの協定が終了したときは、協定終了により乙に生じた一切の損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長 服部 征夫

乙 東京都千代田区四番町2番12号
四番町THビル7F
一般社団法人フードトラック駆けつけ隊
代表理事 石澤 正芳